平成２２年（フ）第１３６９号
愛知県あま市花長六反田25番地10
債務者　谷奥　和樹
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３７８号
愛知県春日井市中央通２丁目49番地　グローリアス春日井中央通202号室
債務者　三輪　和子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４００号
名古屋市北区金城１丁目２番Ｅ―1104号　中富住宅
債務者　植松　優理
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４４４号
名古屋市千種区千代が丘１番112―210号　千代が丘団地
債務者　梅木理絵こと　梅木　理絵
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２６４号
大阪市大正区鶴町４丁目６番２号西浜マンション301号、申立時の住所大阪市住之江区新北島５丁目１番65号
債務者　吉見　幸一
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６４２号
大阪市住之江区新北島７丁目４番70号Ⅱ―116
債務者　西原　浩二
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１１４号
大阪市住之江区住之江１丁目４番40号フラット住之江一番館201
債務者　濵田　　亮
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６８７号
大阪府守口市寺内町２丁目10番12―206号
債務者　木嶋　義和
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８７０号
大阪府枚方市津田元町３丁目11番16号
債務者　森下　秀二
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９１１号
大阪府茨木市庄１丁目19番19号
債務者　徳添　正男
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９４５号
大阪市大正区三軒家東１丁目７番４号ルナ・マーレ503号
債務者　西村　博文
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０３０号
大阪府東大阪市吉田１丁目11番19号
債務者　山下眞佐子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０６８号
大阪府大東市南新田１丁目17番402号
債務者　髙橋　茂雄
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１０２号
大阪府門真市脇田町２番１―101号
債務者　池田　禮子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１８６号
大阪府摂津市別府２丁目23番３号
債務者　松本　清子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２３１号
大阪府門真市栄町６番16号
債務者　大北　理恵
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２３５号
大阪府寝屋川市日之出町５番８号
債務者　西岡　葉子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部